

史料 ヴェルサイユ条約（1919 年）〈要旨〉

1. 国際連盟の設立
2. ドイツは、すべての植民地に関する国外の一切の権利を^{ほうき}放棄する
 - ① フランスへ、アルザス、ロレーヌ地方を返還する
 - ② ポーランドへ、ポーランド回廊（バルト海に面した地域）、シュレジエンの一部を分割して譲る^{ゆず}
 - ③ ザール地方を国際連盟の管理下におく。どの国に属すかは 15 年後の住民投票で決定する
 - ④ ダンツィヒ（現在のグダンスク）を国際連盟管理下で自由市とする
3. ドイツの軍備を制限する
4. ライン川右岸 50km の地帯を非武装とし、左岸は連合国が 15 年間保障占領とする
5. ドイツの^{ばいしょうきん}賠償金の支払い
（1921 年のロンドン会議で 1320 億金^{きん}マルクという巨額の賠償金が決定した）

史料 日本国憲法（1946 年）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍^{さんか}が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……

第 1 条 天皇は、日本国の^{しやうちゆう}象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇^{いかく}又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを^{ほうき}放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、^{おか}侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

史料 国際連合憲章 [前文] (1945 年)

われら連合国の人民は、われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀^{ひ あい}を人類に与えた戦争の惨害^{さんがい}から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層^{いっそう}大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

並びに、このために、寛容^{かんよう}を実行し、且つ、善良な隣人^かとして互^{たがい}に平和に生活し、国際の平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則^{しゅだく}の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サンフランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当^{だとう}であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

国連広報センター ホームページより